

福島相双復興官民合同チームによる支援体制の強化を求める意見書

当県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、観光関連産業を始めとする様々な業種において、根強く続く風評被害等に苦慮しており、多くの事業者は、事業再建の苦境に立たされている。

そのような中、避難指示等の対象である12市町村の事業者に対しては、本年8月から活動を開始した福島相双復興官民合同チームにおいて、事業者を個別訪問し生の声を集めているところである。当県の復興を加速化させるため、事業者のそれぞれの事情にきめ細かく対応し、事業者が必要な時に迅速に対応できるような利便性の高い制度の創設や事業者への支援体制の強化が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 専門家による事業再開や生活再建等の訪問・相談支援を強化するとともに、被災地での賃金高騰や人材不足を解消するため、人材の確保も対象とする雇用支援を実施すること。
- 2 被災地の厳しい事業環境の中で、事業再開や新規開業等を行う事業者に対する強力な初期投資や事業者の帰還へ向けた需要の創出、多くの住民が帰還し、事業者が容易に事業再開ができるような環境整備等を確実に実施すること。
- 3 事業再開に至らなかった事業者等への新たな生きがい・やりがいの創出支援を実施するとともに、事業者が必要な時に迅速に対応できる利便性の高い制度にすること。
- 4 事業者訪問で得られた数多くの事業者の声を重く受け止め、聞き取った意見を確実に精査し、事業者のそれぞれの事情に沿った今後の支援制度の拡充につなげていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
厚	生	労	働	大	臣
経	済	産	業	大	臣
復	興		大	臣	あて

福島県議会議長 杉山 純一